

◆申告をしなければならない方

市・道民税申告が必要な方
(所得税の確定申告を
された方は除く)

- 令和6年1月1日現在、赤平市に住所がある方
- 令和5年中に農業、営業、不動産、配当、譲渡などで収入があった方
- 年末調整済みの給与所得以外の収入(生命保険などによる一時金、個人年金、副業収入など)があった方

※年末調整済み給与所得と退職所得以外の合計所得が20万円を超える場合は、所得税の確定申告が必要です。20万円以下の場合には、確定申告の必要はありませんが市・道民税の申告が必要です。

所得税の確定申告が必要な方

- 令和5年中に農業、営業、不動産、配当、譲渡などで収入があった方
- 令和5年中の給与収入が2千万円を超える方
- 年末調整済み給与と退職所得以外の合計所得が20万円を超える方
- 2力以上から給与があり、主な給

与所得以外の給与収入が20万円を超える方

- 自然災害などにより災害減免を受けて給与から源泉徴収の猶予や還付を受けた方
- 同族会社の役員やその親族などで、その同族会社からの給与のほか、貸付金の利子、店舗・工場などの賃料や機械・器具の使用料などを受け取っている方

●確定申告をすれば所得税が還付される方(還付申告は原則としてその年の翌年1月1日以降、5年間提出することができます。なお、所得税の確定申告が不要となる場合でも還付申告をされる場合は、すべての所得について申告をする必要があります。

●ふるさと納税ワンストップ特例の申請をしても確定申告をした場合、ワンストップ特例の申請は無効となります。無効となってしまう分は、控除額に含まれず税額が計算されてしまいます。何らかの事情で確定申告をされる場合(医療費控除を受けるためなど)は、ワンストップ特例の申請をした分を必ず含めて申告してください。



寄附金控除の申告

2千円超の寄附をすると寄附金控除を受けることができます。申告には、寄附先の団体などから交付された寄附金の受領証や領収書など、寄附を行なったことを証明する書類が必要です。控除対象となる寄附金は決まっていますので、寄附金の受領証を確認いただくか寄附先の団体などへご確認ください。

※受領証などは、申告される方が寄附者として記載されているものに限ります。

ふるさと納税については、受領証に代えてふるさと納税サイトが発行する「寄附金控除に関する証明書」も使用できます。発行の有無は各サイトでご確認ください。

※詳細や特定事業者一覧などは、国税庁のホームページをご覧ください。



上場株式等の配当所得の申告

上場株式等の配当や譲渡所得について、昨年までは所得税と市・道民税で申告する、申告しないを別々で選択することができましたが、今年の申告からは、所得税と住民税の課税方式を一致させることになりました。

上場株式等の配当や譲渡所得を含めて確定申告をすると、これらの所得は市・道民税でも所得に算入されます。その結果、扶養控除や配偶者控除の適用、非課税判定、国民健康保険税や後期高齢者医療保険料、介護保険料などの算定や、各種行政サービスの利用に影響が出る場合がありますので、課税方式の選択は慎重にご判断ください。

【昨年末まで】
所得税↓申告する
市・道民税↓申告しない



【今年から】
所得税↓申告する
市・道民税↓申告する
もしくは
所得税↓申告しない
市・道民税↓申告しない

申告にあたってのお願い

- 事前準備(医療費控除の計算や生命保険料などの整理)をお願いします。
- 受付開始直後や日曜日ばかり混雑する傾向があり、平日の日中から夕方の方が比較的空いています。
- 混雑時には入場制限を行います。あらかじめご了承ください。
- 車で来場する場合は、車内でお待ちいただいても構いません。当日の混み具合を見て判断してください。
- 申告期間中、市のホームページで、確定申告会場の混雑状況をお知らせするページを開設します。
- 申告会場内での書類のコピーは行ないません。申告に必要な書類については、事前にコピーなどをしてください。

- マイナンバーが分かるもの、マイナンバーカード、通知カードなど身分証明書
- 運転免許証、身体障害者手帳、療育手帳、年金手帳、保険証など
- 令和5年中の収入を示す資料(源泉徴収票など)
- 給与・年金・報酬のある方
- 総収入金額および必要経費の内訳を記載した収支内訳書
- 営業、農業、不動産収入がある方
- 令和5年中に支払った社会保険料の領収書
- 任意継続分、国民年金保険、国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険など
- 生命保険料や地震保険料の控除証明書
- 医療費の明細書・医療費通知
- 障害者手帳(身体・療育・精神)
- 預金口座番号のわかるもの
- 通帳やキャッシュカードなど

※所得税の納税で口座振替を新規で希望する場合は、銀行印が必要です。



■会場の混雑状況はこちらから
<https://www.city.akabira.hokkaido.jp/docs/jp/docs/konzatsu.html>

医療費控除の申告

あなた自身やご家族が病気やケガなどのため支払った医療費があると、計算した金額を医療費控除として所得から差し引くことができます。なお、この控除を受けるには必ず申告をしなければなりません。(会社などの年末調整ではできません。)

●通常の医療費控除
支出が10万円か(総所得金額等の5%)を超えた場合、基準の金額を超えた分が控除となります。

●総所得金額等が200万円以上の方は10万円が基準額
(総所得金額等)
収入→必要経費→繰越控除
控除を受ける場合は、医療費控除の明細書【内訳書】の提出が必要です。また、計算に使用した場合は、医療費通知(お知らせ)や各種証明書(在宅介護費用証明書、おむつ使用証明書など)の添付が必要です。

●セルフメディケーション税制
定期健診、特定健診、人間ドック、がん検診、予防接種などの取り組みを行なっている方で、スイッチOTTC医薬品(※)の購入額が1万2千円保管してください。

申告に持参するもの

- マイナンバーが分かるもの、マイナンバーカード、通知カードなど身分証明書
- 運転免許証、身体障害者手帳、療育手帳、年金手帳、保険証など
- 令和5年中の収入を示す資料(源泉徴収票など)
- 給与・年金・報酬のある方
- 総収入金額および必要経費の内訳を記載した収支内訳書
- 営業、農業、不動産収入がある方
- 令和5年中に支払った社会保険料の領収書
- 任意継続分、国民年金保険、国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険など
- 生命保険料や地震保険料の控除証明書
- 医療費の明細書・医療費通知
- 障害者手帳(身体・療育・精神)
- 預金口座番号のわかるもの
- 通帳やキャッシュカードなど

を超えている場合、超えた分が控除額となります。上限額は8万8千円。控除を受ける場合は、セルフメディケーション税制の明細書の提出が必要です。

●領収書の添付は不要ですが、領収書と健(検)診など取り組み関係書類を5年間保管してください。
●スイッチOTTC医薬品とは
もともと医療用として使用されていた医薬品の有効成分や服用方法・用量がまったく同じまま市販されている医薬品

●お願い
会場で領収書などの計算をする時間がかります。あらかじめ計算してご来場ください。
様式は、市役所税務課窓口までお越しいただくか国税庁ホームページからダウンロードできます。

